

令和3年10月25日

第154回 遠野市農業委員会総会議事録

第154回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年10月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第12号
会議年月日 令和3年10月25日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、13番 佐々木泰文、
15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、18番 奥友康悦、
19番 千葉勝義
欠席委員 5番 菊池秀樹、14番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦
事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英
農地係長 多田由香子

本日の案件 第154回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第37号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第40号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第41号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を7番、綱木秀治委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第154回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、5番、菊池秀樹委員、14番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、18番、奥友康悦委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思えます。 10月18日、遠野市長選挙当選証書付与式に参加してございます。 10月22日、本田市長の退任式、飛内副市長の退任式に出席してございます。 本日でございますが、9時30分から、多田市長の就任式に参加してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局	長	<p>経過報告書に基づきまして報告いたします。 10月5日、女性登用促進キャラバン in 釜石市が開催されました。 10月8日、アグリガイドの収録をしております。 10月11日、農地法等申請締切日。 10月13日、アグリガイドが放送されております。 10月15日、農地転用等現地確認調査。同日、令和3年度第2回地域農業マスタープラン実践塾が開催されております。同日、遊休農地解消活動ということでエゴマ刈り取りを実施しております。 10月18日、農地転用等現地確認調査を実施しております。 10月21日、令和3年度第7回運営委員会が開催されました。 本日でございますが、第154回遠野市農業委員会総会、第4回農地利用最適化推進検討会。 10月26日以降の主な行事予定です。 10月29日、令和3年度岩手県農業委員会大会運営委員会が開催されます。 11月2日から9日まで、令和3年度農地相談会が開催されます。 11月9日、女性の農業委員会初任者委員のための研修会が開催されます。 11月10日、令和3年度岩手県農業委員会大会が開催されます。同日、農地法等申請締切日です。 11月15日、農地転用等現地確認調査。予備日として翌日16日を予定しております。 11月19日、エゴマ（じゅうね）を使ったみのむしなばんと鎌焼きもちの料理教室を開催します。 11月22日、令和3年度第8回運営委員会。 11月25日、第155回遠野市農業委員会総会。 11月29日、令和3年度後期農業者年金巡回相談。 11月中旬、遊休農地解消活動のエゴマ脱穀を行います。 12月1日、令和3年度農業者年金加入推進セミナーがオンラインで開催されます。 12月2日、令和3年度全国農業委員会会長代表者集会在ユーチューブで開催されます。 12月7日、いわてポラーノの会設立20周年記念式典。あわせて、令和3年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催されます。</p>

		<p>以上で報告を終わります。</p> <p>【報告事項】</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
議 長		
事務局 長		<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。1ページです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は1件です。</p> <p>内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者、子が相続したものです。今後に関しては自己管理です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長		<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。2ページです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は1件です。</p> <p>内容は、現在の借人の息子に売買するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長		<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。3ページです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件です。</p> <p>内容は、既設のビニールハウスの一部を解体し、耕作の利便性を図るため農業用倉庫を建築し、農業用の機械や資材の保管を行うものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>

議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に8番、菊池久康委員、9番、菊池靖委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>4ページ、5ページになります。第154回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計4件、9,684㎡。</p> <p>利用集積、今月計8件、57,416㎡。</p> <p>法第4条、ございませんでした。</p> <p>法第5条、今月計3件、1,098㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、366㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計1件、9,898㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第37号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。議案第37号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は労力不足のため、現在申請地を耕作している譲受人に譲り渡すものです。</p> <p>番号2番、譲受人は、自宅に隣接し耕作の利便が良いことから要請し譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は労力不足のため、親戚である譲受人に譲り渡すものです。</p> <p>番号4番、譲渡人は病気により耕作できなくなったことから譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>はい。●●地区推進委員の山川です。15日午前10時10分から農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認してまいりました。</p> <p>番号1番ですが、場所は■■■川上流に向かって左側の●●集落に位置し、●●集落寄りの農地でございます。事務局から説明がありましたとおり何ら問題ないものと確認してまいりました。</p> <p>番号2番ですが、場所は●●集落の旧国道■■■号線沿いの■■郵便局より北側に200mくらい入った住宅地に隣接した農地です。事務局より説明がありましたとおり、周辺に対してもまったく問題がないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の佐野でございます。18日に事務局2名、農業委員2名、推進委員2名、計6名で現地確認を行ってまいりました。土地につきましては市道を挟んだ両側にあ</p>

		りまして、耕作に特に問題ない農地だと確認いたしましたので、譲渡に問題ないということを確認いたしました。以上です。
議 長		●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員		●●地区担当、菊池です。15日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で、畑の売買ということで確認しました。場所は●●小学校の入り口の前です。住宅の中の畑という状況で、管理が良好に行われておりました。何ら問題ありませんでした。以上で、よろしくをお願いします。
議 長		ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第3】
議 長		日程第3、議案第38号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		7ページから9ページです。議案第38号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は8件で、利用権設定の新規が7件、所有権移転が1件となっています。なお、利用権設定の内6件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。
		番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。
		番号2番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。
		番号3番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。
		番号4番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。
		番号5番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。
		番号6番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。
		番号7番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。
		番号8番、あっせん事業による所有権移転で、売買価格及び所有権移転時期は議案書に記載のとおりです。
		申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。
		以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。
議 長		説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議	長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第39号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>10ページです。議案第39号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在借家に暮らしていますが、生活安定のため、親戚からの贈与により自己住宅を新築しようとするものです。申請地は耕作している畑であります。親戚から贈与の申出があったこと、実家に近く生活の利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は500m以内に駅、役場等の公共公益的施設があり、第2種農地と判断しました。既存集落に接続し設置されるものであり、位置検討の結果他に替え得る土地がないことから許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前申込書を確認しております。</p> <p>番号2番、道路改良舗装工事の資材置場を目的とする一時転用で、追認案件であります。転用期間は3カ月です。今回、●●●地区の農業委員が農地転用の許可を受けずに資材置場が設置されていることを発見したため、農地転用の指導を行い、申請が出されたものです。申請人は所有者から申請地を借り受ける際に農地法の手続きが必要なことを認識していなかったため、転用許可を受けずに使用にいたったものです。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、悪意はなく、農地法を認識し事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。申請地は農用地区域内農地であります。3年以内の一時転用であることから許可できるものと判断しました。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。</p> <p>番号3番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は自宅が老朽化したため、申請地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は自宅の隣接地であり、市道に接し利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は第1種農地ですが既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>以上3件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区の昆です。15日、事務局2名、農業委員2名、推進委員1名で現地確認をいたしました。この地区は●●町の中でも住宅が密集しているところで、その中の一角の畑ということで問題ない状態と思いました。</p>
議	長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●●推進委員、山本です。10月15日、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名の</p>

	計6名で現地を確認いたしました。県道沿いのバス停付近でして、砂利置場として使用していました。届出が遅れたということで顛末書も出ていましたので、事務局の説明どおり問題ないと見ております。以上でございます。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区推進委員の山川です。15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認してまいりました。先ほど報告しました第3条の番号2番の案件の隣接した農地であります。ここの周辺につきましては過去に荒廃農地になるのではと心配したところでありましたけれども、現在は適正に管理されておりますし、事務局から説明ありましており周辺に対しても問題ないと確認してまいりました。以上です。
議長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
17番委員	17番、河内です。ちょっと分からないので教えていただければと思います。 2番の案件なのですけれども、農業委員の方が発見したという形でそれを元に業者さんが申請をしたという内容だと思っておりますが、その内容なのですけれどもどのようにすれば、立て札があるとか書類上だけなのか、その辺が分からないのでどのような発見だったのか是非知りたいなど。よろしくお願いします。
農地係長	お答えいたします。●●●地区の農業委員さんにつきましては、その申請地が国道沿いということもありまして、農業委員と事務局職員が別の場所を現地確認に行った際に、工事現場の資材置場とプレハブの小屋が建っているのだけれどもここは農地ではないのか、と農業委員からご指摘がありましたので、事務局に戻りまして調査した結果やはり農地であったということで、業者の方に確認しましたところ農地法の手続きが必要なことを認識していなかったということで、そこで指導を行いまして申請にいたしました。説明は以上です。
議長	看板が必要かどうか。
農地係長	説明が不足しておりました。もうすでにその現場には「■■線の道路改良工事に係る資材置場、8月30日から11月16日まで設置する」という看板がありましたので、そこで、そのように使われていると確認しました。
議長	期間は。
農地係長	設置の期間は「8月30日から11月16日」となっております。
議長	17番、河内委員、よろしいですか。
17番委員	ぱっと見で分かるようなことであるのかどうか確認したいです。例えば、その場を通ったら分かるような形になっているのかどうか、農地かどうかの判断もなかなか難しいと思いますので、そういった判断をできるのかどうか、そういった確認をしたいです。
農地係長	工事現場につきましては、通常、担当地区の農業委員さんであれば、1筆の中の1部が資材置場になっていて残りが農地ということでしたので、ぱっと見で農地であるとおおよその判断は付けられるものと思います。
議長	よろしいですか。
17番委員	はい、ありがとうございます。

議	長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第5】</p>
議	長	<p>日程第5、議案第40号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>11ページです。議案第40号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は市内で■■■■■■を行っている法人で、令和3年9月17日までの3年間一時転用許可を受けて■■■■■のための■■■調査を行っていますが、継続して調査を行いたいことから令和6年3月31日まで期間を延長するものであります。なお、今回、許可期間を過ぎてから事業計画変更が出されたことについては、申請人から顛末書が提出されており、反省と今後の事務改善について改善内容を確認しているところです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第6】</p>
議	長	<p>日程第6、議案第41号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>12ページです。議案第41号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡母が平成4年に車庫を建築し、現在に至ってしまったものです。今回、登記手続きにより農地であることが判明したものです。当時、亡母が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●の濱田です。15日、午前11時10分より、農業委員2名、推進委員2名、事務局2</p>

	名で確認をしまりました。場所は■■■■■■■のすぐ裏手になり、何ら問題ないと確認をしまりました。あとは事務局の説明のとおりでございます。以上です。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
10番委員	10番、鈴木です。確認したいのですが、車庫を建築したということでしたけれども、面積を見ると366㎡でかなり大きい車庫ですが、これは面積丸々車庫なのか、通路とか何か一緒のものなのか教えてください。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	会議を再開します。
農地係長	説明が不足しておりました。366㎡の内、車庫及び庭ということで、39.66㎡が車庫で、それを除く部分につきましては植栽等がされており庭であることを確認しております。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。
議 長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。
17番委員	河内です。関連事項です。書類の関係なのかどうか分かりませんのでちょっと確認ですけれども、亡母が、ということで相続を事前になされている書き方ですが、相続が行われた時点で相続登記が行われていないという意味合いであるのか、宅地ですから住まいがあるかと思われまますけれども、他の場所については農地という形ではないということなのか、近接地帯は。
農地係長	お答えいたします。申請人の母が亡くなられたのは令和3年5月18日で、すべてのお母さん名義の相続登記の手続きをする中で、この土地が宅地に隣接した農地であるのですが、その部分が、宅地だと認識していた部分が農地であったということでの適用外証明願が出されたというものです。
議 長	17番、河内委員、よろしいですか。
17番委員	はい、ありがとうございました。
議 長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	【その他】 それでは、その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
4 番 委 員	教えていただきたいのですが、農地転用の話になるのですけれども、前に全国農業新聞に記事が載っていましたが、菅内閣の時に河野規制改革大臣から、農地転用の事後案件の申請が多いのではないかという記事が載っていてその調査をしなければならぬという内容だったような気がします、県の農業会議から市町村の農業委員会に転用と事後案件の実態調査について何か要請があったのか、なかったのか、教えていただきたいです。
事 務 局 長	今お話しされました河野規制改革大臣のお話しについては、特に通知とか問い合わせ等は来ていないと記憶しています。
4 番 委 員	それはそれでいいのですが、前回の総会で3反部以上の農地転用は県に報告するという説明がありましたが、今回のような転用については下限というか、許される範囲があるのか、決まっているものなのですか。
農 地 係 長	お答えいたします。農地転用につきましては農地法施行規則第29条第1項において、200㎡以内であれば農地転用の許可を得ることなく、農業に供するものということで通作路や農業用倉庫ですが、200㎡以内であれば転用許可不要であると規定されております。200㎡以下の、転用許可が必要ないと言っているものについて、遠野市では農地現状変更届を出していただいてその届出で良という取り扱いを平成26年10月から行っております。 説明は以上です。
議 長	200㎡以下。
農 地 係 長	そうです。
議 長	藤田委員よろしいですか。
4 番 委 員	今回の●●●の案件について、その業者さんに顛末書を提出させたということであり、200㎡以下であれば書類を出さなくてもいいという認識はあったということですが、申請しなければならない書類があったと教えられたということでしたけれども、道路整備ということになっていましたので発注元は市の建設課だと思いますが、農業委員会の方で顛末書を出させたというようなことについて建設課と連絡は取りあっているのですか。
農 地 係 長	はい、お答えいたします。農地パトロールの中で発見した際に建設課に確認いたしまして、改良工事発注に係る受注者が現場事務所・資材置場として使用しているという旨をお伝えし、また、建設課には市発注の工事であっても資材置場に係る部分については農地転用許可を受注者が受ける取扱いであるということは確認しておりますし、建設課についてもその認識を持っております。 説明は以上です。
議 長	補足いたしますけれども、運営委員会でもその話が出ましたのでお答えしますが、建設業界の方に平成24年に申請が必要ですよという文章は出しております。出しているのですけれどもこういう案件が結構ありますので、再度建設業界の方にチラシか何かを出したいと考えております。チラシというかお願い、通知と言いますか、申請が必要だと再度出すということにしたいと思っております。
4 番 委 員	社員と言いますか、職員もそうですけれども、代われれば、引継ぎがうまく行っていればいいのですけれども、今のような案件が出てきますので、何か出したいというこ

議 長	とですのでそういった方向でお願いしたいと思います。以上です。
議 長	その他、質疑ございませんか。
議 長	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、事務局から。
事 務 局	ありません。
議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第154回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。</p>
議 長	午後2時45分閉会
議 長	署名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。
議 長	令和 年 月 日
議 長	遠 野 市 農 業 委 員 8 番 _____
議 長	同 9 番 _____
議 長	遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____